

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブ(老人クラブ等事業運営要綱にておおむね 30 人以上と規定)の会員数の基準緩和

具体的な支障事例

老人クラブに対しては、現在、見守り事業など、地域での取り組みに対して補助を行っているが、補助金がなくなることにより、活動資金が不足し活動が継続出来なくなるクラブが発生する可能性があり、補助金要件を満たさなくなるまで会員が減ったクラブは、会員数減により解散することになり、地域活動の衰退につながる。一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助対象会員数の下限を緩和することにより、解散する老人クラブが減少し、地域の見守り等活動が継続できるとともに、今後取り組みを進めるフレイル予防など新たな施策も展開しやすくなる。そのため、介護予防・フレイル予防効果が期待できるとともに、住民の地域活動への意欲向上に資することとなる。また、新規結成のハードルは下がるため、新たなクラブが結成される可能性が高まることになる。

根拠法令等

「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」(H4.3.2 厚生省発老第 19 号厚生事務次官通知)

「老人クラブ活動等事業の実施について」(H13.10.1 老発第 390 号厚生労働省老健局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、仙台市、秋田市、米沢市、福島県、石岡市、埼玉県、千葉県、千葉市、横浜市、川崎市、平塚市、藤沢市、名古屋市、春日井市、稲沢市、田原市、京都市、芦屋市、伊丹市、徳島市、熊本県、大分県、宮崎市、沖縄県

○老人クラブの会員数は年々減少しており、補助対象の基準となる30人を下回るクラブが増加している。活動は行っているが補助金を受給することが出来ないクラブが今後も増加することが見込まれる。

(30人未満の単位クラブ数)

平成 29 年度 4クラブ

平成 30 年度 9クラブ

○老人クラブについては、現在、会員が減少傾向にあり、会員数が補助金要件(おおむね 30 人以上)を満たせず補助金の交付を辞退するクラブが発生している。補助金がなくなったクラブは、活動資金の不足により、活動の継続が困難となる可能性もある。会員数減でクラブ活動が停止した場合、再始動には多大な労力や費用がかかるため、高齢者の社会参加を促進するためにも、少人数の老人クラブに対し活動の支援を行うことが必要である。

○老人クラブが全国的に減少傾向にある中で、本市においても休会、解散などにより、クラブや会員数は若干の減少傾向にある。そのような中で、既存クラブが活動を継続できるよう、また、新たなクラブの結成を促すことを目的として、平成28年4月から市単独で30人未満の老人クラブへの活動に対して補助を行っている。(29年度補助実績8団体)

○老人クラブに対しては、現在、見守り事業など、地域での取り組みに対して補助を行っているが、補助金がなくなることにより、活動資金が不足し活動が継続出来なくなるクラブが発生する可能性があり、補助金要件を満たせなくなるまで会員が減ったクラブは、会員数減により解散することになり、地域活動の衰退につながる。一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。

○単位老人クラブを結成したい旨の相談があるが、補助対象会員数が高いハードルとなっている。高齢化により解散する単位老人クラブが増加しているとともに新規結成クラブも減少していることから、単位老人クラブの会員数の基準緩和により、地域活動の活性化が期待できる。

○平成 30 年度の当市の単位老人クラブ数は、平成 29 年度から約 30 クラブが減少し、クラブの会員数も約 1200 人の減少している。地域によっては、要綱に定められた規定数のクラブ会員を集められない等の理由により、補助金を受けることができず、クラブ活動そのものを断念せざるを得ない状況である。

老人クラブでは、高齢者自らの生きがい高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行っており、会員数、クラブ数の減少は、そういった地域の自主的な活動の衰退につながることから、制度改正は必要と考えられる。

○本市におけるシニアクラブ(老人クラブ)に対する補助金は、「老人クラブ等事業運営要綱」のおおむね30人以上を準用して支給している。そのため、会員数が30人を下回るクラブについては、原則補助対象としていない。本市のシニアクラブの会員数は減少傾向が続いており、会員が30人を下回った場合、補助金がなくなり活動資金も不足するため、活動の継続が難しくなる。

○本市も同様に補助金交付要件から外れる会員30名未満のクラブは解散せざるを得ない状況に追い込まれ、地域活動の衰退につながりかねない。なお、一旦活動が止まると再活動するには多大な労力が必要となることから解散を食い止める取り組みが重要である。

○本市においても老人クラブ数および会員数の減少傾向にあり、その問題は深刻化している。そのため、本市では会員数が基準に満たない小規模のクラブの活動費についても独自の補助を行い解散を防ぐ策を講じているところである。しかしながら、本市の財政状況は厳しく、財源の確保に苦慮している問題もある。在宅福祉事業費補助金における補助対象の基準が緩和されれば、財政負担の軽減が図られ、ひいては、老人クラブ活動に対し、充実した支援を行うことができる。高齢者の生きがいと社会参加を促進するうえで、地域に密着した老人クラブの存在は重要であり、活動を支援する必要性は高いと考える。

○本市においても、シニアクラブの会員数は減少しており、クラブの活性化及び新規会員の増強を図るため、平成29年11月にシニアクラブフェスティバルを開催した。

30人以下のシニアクラブにおいても、新規入会がない等に苦慮しながらも地域貢献活動を行っていることから、補助金の人数緩和をお願いしたい。

○本市では平成30年3月に策定した高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第7期])において健康増進と介護予防の充実を重点施策の一つとして掲げている。当該計画では、老人クラブの活動支援を市の事業として位置付け、高齢者に対して外出の促進を図り、健康増進と介護予防の充実につなげていくために、国の補助要綱に基づく補助金交付や事業の共催などで老人クラブの活動を支援することとしている。しかしながら、活動主体となる老人クラブが30人という補助要件を満たせず解散する事例が年々増加しており、今後、解散する団体が更に増えれば、本市の介護予防等の施策推進に影響が出ることが懸念される。要件を緩和することで多くの老人クラブが存続し、活動を継続することができることから、本市だけでなくその他の自治体においても健康増進と介護予防の充実にも寄与すると考えられる。

○老人クラブの会員が30名を下回ると解散してしまう事例が見受けられる。また、30名という人数はハードルが高く新規の立ち上げも進んでいない。

○会員数減少には様々な要因が考えられるが、支給要件の緩和は会員数の減少の歯止めには一定の効果があると考えられる。

○本市においても老人クラブ数及び会員数の減少傾向が続いており、解散理由の主な理由の一つに「会員減少」が挙げられている。老人クラブの解散により、地域におけるつながりが失われ、趣味やスポーツ活動などを通じた仲間同士の交流の機会が損なわれることは、高齢者の社会参加やいきがいくりの観点から好ましくない状

況である。

また、老人クラブ活動は介護予防にも繋がることから、今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた地域包括ケアシステム構築の観点からも、補助対象老人クラブ会員数の基準緩和を行い、クラブ解散に歯止めをかけることが必要である。

○当県では東日本大震災以降、H.24年度分から国に協議の上、特例として補助対象会員数を「25名以上」としている。それでもなお、県全体の老人クラブ会員数は毎年減少し続けているため、補助対象会員数の下限の緩和は、今後不可欠であると考えられる。

○当県では具体的な支障事例を把握していないが、老人クラブ数・会員数は減少傾向にあり、会員30人未満のクラブの中には、資金不足により活動が困難となっている団体もあると思われることから、補助対象会員数の下限を緩和することで、クラブ活動の活性化に一定の効果が期待できると思料される。

○本市においても、ここ5年間で、H25 182クラブ、H26 178クラブ、H27 177クラブ、H28 176クラブ、H29 172クラブといったように老人クラブの減少が見受けられる。老人クラブの活動は、会員相互の親睦を図り、心身ともに健全で豊かな老後生活の充実と福祉の増進に寄与すると考えられるので、在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和が望まれる。

○老人クラブは地域の高齢者を主体とした自主的な組織として、地域の健康づくりや介護予防等の担い手として重要な役割を持っているが、近年、本市では高齢者数が増加しているにもかかわらず、老人クラブ数及び会員数が減少している。今後も高齢者が増加することが考えられる中、老人クラブの存在はますます重要となる。まずは、補助対象数の下限を緩和することで、新規クラブ結成の障壁を低くして、クラブ数・会員数の増加を図ることが求められる。

○本市における老人クラブ数の状況は下記のとおりであり、解散するクラブや30人未満のクラブが増加している。会員数の少ないクラブにも支援を行うことは、より多くの高齢者の生きがい・健康づくりに資することから、会員数の基準緩和を求める。(参考)過去3年の年度末時点における老人クラブ数(カッコ内は全体に占める会員数が20~29人規模の老人クラブの割合)

H29:440クラブ(23.6%)

H28:446クラブ(22.0%)

H27:462クラブ(21.0%)

○本県においても適正(会員数30人以上)老人クラブの減少が続いており、また、県内では市町村単独事業で会員数30人未満の老人クラブに対して補助を行うなど、独自の取組を行っている自治体もある。今後、人数に拘らず地域の実情等に応じた、柔軟な対応方法を検討していただきたい。

○毎年、高齢化等により、クラブ数・会員数の減少が続いており、解散するクラブの主な理由は、会員数30人未満となったことによるものである。30人の規定を下回るクラブであっても、地域活動の重要な担い手として、活動していただく必要があると考える。

○会員が減少し、30人を下回ったことから補助金がなくなったことにより、活動資金が不足し活動が継続出来ず、休止せざるを得なくなったクラブが発生した。当クラブ会員は各々の最寄のクラブにバラバラに入会することとなり、地域に根付いた活動に支障が出ている。一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取組が重要である。

○本県でも、適正クラブの基準に満たないクラブが112クラブあり、これらは補助金の交付対象となっていない状況。過疎化や会員の高齢化によりクラブ会員数が減少傾向にある中、適正クラブの基準を満たせないクラブが増えており、クラブ活動の運営においても運営費の確保が課題となっているため、適正クラブ会員の基準の緩和は必要だと考えている。

○本市いきいきクラブ補助金を活用している対象クラブ数は33クラブあるが、補助金申請クラブ数は7年間で17クラブ減り、会員数は560人減っている状況にあります。

このような状況を踏まえ、連合会加入全クラブの活動の活性化と会員確保を目的として、平成30年5月から生涯現役プラチナ応援事業対象事業にいきいきクラブ【団体ポイント】を新設し、地域活性化、美化活動、世代間交流等の団体活動を通して良好な地域コミュニティの育成と生涯現役社会の取組を推進しているが、老人クラブの会員数の基準緩和などを行い、高齢者の団体運営に対する配慮と新規クラブの設置しやすい環境づくりなどの取組も必要と考えられる。

○高齢者人口が増加する一方で老人クラブの会員数は減少し続けており、活動を維持できず解散するクラブが増加している。また、会員数の減少により補助要件を満たせない場合には、活動資金が不足するため老人クラブの解散に直結してしまう。

○高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等が増加する中、地域における老人クラブの役割はますます重要になっているが、本県においても老人クラブの会員数、クラブ数、加入率は年々減少している。補助対象会員数の下限を緩和することにより、解散する老人クラブが減少し、地域の見守り等活動の継続などが期待できる。

	会員数	クラブ数	加入率
平成 11 年度	121,017	2,214	36.0
平成 19 年度	106,614	2,072	27.7
平成 29 年度	67,267	1,561	15.2

○老人クラブ数及び会員数は減少傾向にあるため、会員数が補助対象要件を満たさない29人以下となったクラブの活動資金を、市単独補助金で補っている。基準緩和により、少人数で活動している老人クラブの解散を食い止められるほか、地域活動の活性化が見込まれる。